

第2章 基本方針

1 森林・林業の再生

林業の成長産業化を目指し、森林の造成と、素材生産から加工・流通、利用にいたる施策を総合的、集中的に実施して森林・林業を再生し、『林業県ぐんま』の実現を加速します。

◆施策の柱〔8本の柱〕

(1) 持続経営可能な森林づくり

収益が確保される林業経営を実現します。

- ①森林経営計画の作成促進
- ②利用間伐^{*1}及び皆伐、再造林の推進
- ③苗木の生産供給体制整備
- ④森林獣害対策の推進

(2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備

平成31年の素材生産量40万m³を目指し、生産体制の整備・強化を図ります。

- ①集約化施策^{*2}の推進
- ②林業事業体^{*3}の素材生産能力向上

(3) 加工・流通体制の強化

県内加工を第一に、40万m³の素材生産量、A材からD材まで全てに対応した加工・流通体制を確立します。

- ①加工流通拠点の整備
- ②木材流通の合理化
- ③県産材製品の生産拡大と品質向上

(4) 県産材の利用拡大及び県外需要の開拓

外材から県産材への需要構造転換、地産地消・県内消費の拡大を図るとともに、県外需要の開拓、C・D材など低質材需要の拡大を推進します。

- ①外材から県産材への利用転換
- ②新たな木材需要の創出
- ③県外需要の開拓

(5) 林業の担い手等の確保・育成

新しい時代の林業を支える担い手を確保・育成します。

- ①林業を支える人材の確保
- ②林業を支える人材の育成

(6) きのか産業等の振興

安全・安心なきのか生産体制の構築と特用林産物の生産振興を図ります。

- ①安全・安心の確保
- ②生産基盤の整備
- ③担い手の育成

2 森林環境の保全

適切な整備・保全を通して森林の有する公益的機能を高度に発揮させるとともに、社会全体で森林を守り、育てます。

◆施策の柱〔8本の柱〕

(1) 公益的機能の高い森林づくり

『水源地ぐんま』として、水源涵養^{かん}、災害防止、地球温暖化防止機能等、公益性の高い森林の維持・造成を図ります。

- ①災害に強い森林づくり ②森林の適正な保全 ③平地林の保全・管理

(2) 森林を支える仕組みづくり

社会全体で森林を守り、育て、次代に引き継ぐ取組を推進します。

- ①ぐんま緑の県民税制度^{※4}の推進 ②県民参加の森づくり ③森林環境教育の推進



『用語の解説』

※1：【利用間伐】

伐採した木材を搬出して利用する間伐のこと。搬出間伐、収入間伐ともいう。

※2：【集約化施業】

P.28のコラムを参照。

※3：【林業事業者】

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの施業を行う森林組合、素材生産業者など。

※4：【ぐんま緑の県民税制度】

P.16のコラムを参照。



COLUMN [コラム] ぐんま緑の県民税制度

群馬県は、県土の3分の2を森林が占める関東一の森林県です。都市から農村へと続く里山、スギやヒノキの人工林、ブナやミズナラの原生林など多様な森林が広がっています。



これらの森林は、利根川の上流に位置する水源の森であり、災害を防止し、四季折々に彩りを変えながら、私たちの安全・安心で豊かな潤いのある生活、そして、経済活動を支えています。

しかしながら、国の森林・林業施策の転換や林業生産活動の停滞、山村地域の過疎化・高齢化などにより、適切に管理されない放置森林や荒廃森林が増加し、また、局地的な集中豪雨の頻発など災害リスクが高まって、森林整備の推進が緊急の課題となってきました。

一方、国や地方自治体の財政状況は厳しく、社会保障費などが増加している中で、森林の保全だけに多くの予算を確保することは困難な状況です。

そこで、群馬県では平成26年度から、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税」を導入し、奥山など立地条件等が不利で、林業経営が成り立たずに放置されている森林の整備や、市町村が管理する簡易水道等の取水口の上流に位置する森林の整備、あるいは松くい虫被害を受けて藪などになった森林を再生して、森林の公益的機能の発揮を図る整備などを行っています。また、市町村と地域住民等との協働により、住宅や道路など生活圏に近い里山・平地林などの整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育などの取組に支援を行っています。

「ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業」による間伐



間伐前



間伐後

「ぐんま緑の県民税」は「ぐんま緑の県民基金」に積み立てて事業を実施しています。